

2025 (令和 7) 年度 決算概要等 (第 185 回組合会結果) のお知らせ

○7 月 10 日に開催された第 185 回組合会において、大同生命健康保険組合の 2025(令和 7)年度決算および事業報告等が承認されましたので概要を報告します。

I. 決算概要

1. 一般勘定

(1) 決算収支【表 1】

- 差引残額は、3.7 億円(①)と、前年度(4.3 億円)から 0.6 億円減少したものの黒字を維持。うち経常収支差引残は、3.1 億円(②)と、前年度(3.2 億円)から 0.1 億円減少(前年比 95.8%)したが、予算(▲1.8 億円)を 4.9 億円超過。
- 決算収入額は、49.6 億円(③)と、前年度(46.9 億円)から 2.7 億円増加(前年比 105.9%)し、予算(48.0 億円)を 1.5 億円超過(予算比 103.2%)。うち経常収入は、48.3 億円(④)と、前年度(45.1 億円)から 3.2 億円増加(前年比 107.0%)し、予算(45.2 億円)を 3.0 億円超過(予算比 106.7%)。また、うち保険料は、48.0 億円(⑤)と前年度(44.9 億円)から 3.0 億円増加(前年比 106.8%)し、予算(45.1 億円)を 2.9 億円超過。
- 決算支出額は、45.9 億円(⑥)と、前年度(42.5 億円)から 3.4 億円増加(前年比 108.0%)したが、予算(48.0 億円)内(予算比 95.5%)。うち経常支出は、45.1 億円(⑦)と、前年度から 3.3 億円増加(前年比 107.9%)したが、予算(47.0 億円)内(予算比 96.0%)。また、うち保険給付費・保険事業費は、それぞれ 22.5 億円(⑧)、2.2 億円(⑩)と、前年度から 1.2 億円、0.2 億円増加(前年比 105.7%、110.8%)したが、予算(24.0 億円、2.4 億円)内。一方、うち納付金(⑨)は、19.5 億円と、前年度から 1.8 億円増加(前年比 110.3%)し、予算(19.4 億円)を超過(予算比 100.2%)。

【表 1】一般勘定 2025 年度決算概要表 (単位：万円、%)

	当年度 実 績	前年度			当年度		
		実 績	前年差	前年比	予 算	予算差	予算比
決算収支差引残額	① 36,860	43,359	-6,499	85.0	0	36,860	-
うち経常収支残	② 31,261	32,623	-1,363	95.8	-17,568	48,829	-
決算収入額	③ 496,131	468,651	27,481	105.9	480,811	15,320	103.2
うち経常収入	④ 482,544	450,898	31,646	107.0	452,328	30,215	106.7
うち保険料	⑤ 479,575	449,174	30,401	106.8	451,043	28,532	106.3
決算支出額	⑥ 459,271	425,291	33,980	108.0	480,811	-21,540	95.5
うち経常支出	⑦ 451,283	418,275	33,008	107.9	469,896	-18,613	96.0
うち保険給付費	⑧ 224,948	212,855	12,094	105.7	240,350	-15,402	93.6
うち納付金	⑨ 194,685	176,579	18,106	110.3	194,200	485	100.2
うち保険事業費	⑩ 22,343	20,171	2,172	110.8	24,228	-1,885	92.2

(2) 決算残金処分・保有財産

- 決算残金 3.7 億円(①)は、その他(財政調整事業繰越金)に 12 万円(⑫)とした残り 3.6 億円(⑪)を別途積立金とする。【表 2】
- これにより、「別途積立金」は 62.9 億円(⑮)と前年度(59.2 億円)から 3.7 億円増加(前年比 106.2%)し、準備金 8.7 億円(⑭)、その他 353 万円(⑯)とあわせて、保有財産は 71.7 億円(⑬)と前年度(68.0 億円)から 3.7 億円増加(前年比 105.4%)した。【表 3】

【表2】一般勘定 2025 年度決算残金処分 (単位：万円、%)

	当年度 実 績	前年度 実 績	前年度	
			前年差	前年比
決算収支差引残額	① 36,860	43,359	-6,499	85.0
準備金	0	0	0	-
別途積立金	⑪ 36,489	43,357	-6,508	85.0
その他	⑫ 12	3	9	398.2

【表3】一般勘定保有財産 (単位：万円、%)

	当年度 実 績	前年度 実 績	前年度	
			前年差	前年比
保有財産合計	⑬ 716,685	679,806	36,880	105.4
準備金	⑭ 87,315	87,312	3	100.0
別途積立金	⑮ 629,017	592,164	36,853	106.2
その他	⑯ 353	330	24	107.2

2. 介護勘定

(1) 決算収支【表4】

○収入は、うち保険料 7.1 億円(⑲)、うち繰越金 4.2 億円(⑳)などにより、11.3 億円(⑱)と前年度(10.4 億円)から 1 億円増加(前年比 109.3%)、支出は、うち介護納付金 6.1 億円(22)などにより 6.1 億円(21)と、前年度(6.0 億円)から 0.1 億円増加(前年比 101.6%)し、結果、差引残額(⑰)は 5.2 億円と前年度(4.4 億円)から 0.8 億円増加(前年比 119.9%)した。 【表4】

【表4】一般勘定 2025 年度決算概要表

(単位：万円、%)

	当年度 実 績	前年度 実 績	前年度		当年度		
			前年差	前年比	予 算	予算差	予算比
決算収支差引残額	⑰ 52,479	43,785	8,694	119.9	0	-	-
収入	⑱ 113,346	103,687	9,660	109.3	106,807	6,539	106.1
うち保険料	⑲ 71,091	66,258	4,833	107.3	64,552	6,539	110.1
うち繰越金	⑳ 42,255	37,428	4,827	112.9	42,255	0	100.0
支出	21 60,867	59,901	966	101.6	106,807	-45,940	57.0
うち介護納付金	22 60,860	59,901	959	101.6	64,000	-3,140	95.1

(2) 決算残金処分・保有財産

○決算残金 5.3 億円(⑰)は、準備金 0.7 億円(23)、4.5 億円(24)とし【表5】、これにより保有財産(準備金)は、2.2 億円(25)となった【表6】。

【表5】介護勘定 2025 年度決算残金処分

(単位：万円、%)

	当年度 実 績	前年度 実 績	前年度	
			前年差	前年比
決算収支差引残額	⑰ 52,479	43,785	8,694	119.9
準備金	23 7,479	1,530	5,949	488.8
繰越金	24 45,000	42,255	2,745	106.5

【表6】介護勘定保有財産

(単位：万円、%)

	当年度 実 績	前年度 実 績	前年度	
			前年差	前年比
保有財産合計(準備金額)	25 21,782	14,303	7,479	152.3

Ⅱ. 規程の一部改正

1. 職員旅費規程

○大同生命保険株式会社の「旅費規程」を準用しており、同規程における出張旅費（運賃および宿泊料）が 2026（令和 8）年 4 月 1 日に一部改正されたことにともない改正するもの。

（1）改正内容

○東京都宿泊の場合の加算額を 2,000 円から 5,000 円へ変更。

（2）改正日

○2026(令和 8)年 4 月 1 日

2. 監査規程

○2026(令和 8)年 3 月 4 日付保保発 0304 第 4 号厚生労働省保険局保健課長通知「「健康保険組合における自己点検の実施について」の一部改正について」により、自己点検シートが一部改正されたことにともない改正するもの。

（1）改正内容

○「資格確認書(令和 7 年 12 月 1 日までは被保険者証を含む。以下同じ)の保管・交付・回収」のうち、「(令和 7 年 12 月 1 日までは被保険者証を含む。以下同じ)」を削除。

※従来の被保険者証の利用期間が終了したことによる。

（2）改正日

○2026(令和 8)年 6 月 1 日

Ⅲ. 報告事項

1. 「健康保険証の廃止とマイナ保険証の対応」に関する状況

○マイナ保険証の登録状況(2026 年 5 月末時点)は 84.4%(全健保平均 84.2%)。

○「資格確認書」は、2025 年 10 月末現在のマイナ保険証未登録者に対して 11 月に一斉交付(2,833 件)して以降、新規加入者、マイナ保険証の紛失等の方に対し申請に基づき 509 件を交付。

2. 「子ども・子育て支援金」制度の対応状況

○2026 年 4 月分につき、5 月から徴収開始。同月分として、8,232,574 円を徴収(8,136 人対象)。

※こども家庭庁からの要請を受け、事業主において、健康保険料の内訳として給与明細に表示(内務職員等：「うち子ども・子育て支援金」、営業職員：「子育て支援金」)。

3. 「高額療養費制度」の見直しに関する検討状況

○「健康保険法等の一部を改正する法律案※」の改正(2026 年 5 月 29 日成立、6 月 5 日公布、8 月 1 日施行(8 月 1 日受診分から適用))にともない、「高額療養費」につき、今後、健保連から規約例等の提供後、法定の自己負担額に上乗せて実施している「付加給付」を見直すことを検討。

※同法案の改正事項のうち「高額療養費」に関するポイントは次のとおり。

- ・所得区分に応じた高額療養費の月単位の自己負担額につき、上限の引上げ(次年度には所得区分を細分化)。
- ・自己負担額の年間上限額を新設(「多数回該当」時の自己負担上限額の 12 ヶ月相当)。

以上
